

青森県報

第二千九百四十号

平成二十年
六月二日
(月曜日)

目次

告 示

救急病院及び救急診療所の設置……………(医療業務課) ……一
 保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営支援課) ……三
 右 同……………(同) ……四

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(東青地民局) ……四
 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……五
 土地改良事業の完了……………(同) ……五
 土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八地民局) ……六
 土地改良事業の完了……………(同) ……七
 土地改良区の役員の就任……………(下北地民局) ……七

告 示

青森県告示第四百七十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限	救急病院、救急診療所の別
医療法人北翔会 北畠外科胃腸科 医院	青森市堤町二丁目一三の六	平成二十三年六月二日	救急診療所
青森市立浪岡病院	青森市浪岡大字浪岡字平野一八〇	"	救急病院

青森県告示第四百七十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、四二二・七二
岩木川下流	"	五一〇・五一
岩木川上流	"	一、〇九七・三三
平川	"	五五二・七九
浅瀬石川	"	六八四・一六
今別川(蟹田川)	"	一、〇一八・四九

上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
七九・三	二二・四四	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三〇〇・六〇	一七五・五七	一六四・八六	八七三・八五	六二一・四九	五六二・二三	一五六・八八	九七四・三八	一、二五九・八七	八一四・〇三

つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川
〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃
一二五・七六	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九八・四三	九一・四〇	一・一四

むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡鶴田町	五所川原市
"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一九・一〇	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	三・〇八	一五・九六

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町
"	保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"
八六・四八	一五五・六二	八・六四	九・三二	三・八四	一三・五一	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブ・大野店

青森市大字大野字前田七三の四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十年六月二日から同年七月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン板柳ショッピングセンター

北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

2 株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

3 株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇の一

代表取締役 捧雄一郎

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び板柳町役場

2 期間

平成二十年六月二日から同年七月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥内土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年六月二日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	川田修次郎	青森市大字清水字浜元五一の三	平成 二〇・四・二就任
"	市川 勝信	大字西田沢字浜田一一八	"
"	花田 晴義	大字奥内字平塚八	"
"	西澤 清光	大字飛鳥字岸田四一	"
"	溝江 幸敏	大字飛鳥字塩越一一二	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田

土地改良区の役員の就任及び退任

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一一一	一一〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一	一一〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

子町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年六月二日

三八地域県民局長 堀内 芳 男

区役員の 氏名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事 上平喜四郎	三戸郡田子町大字石亀字杉本五二	平成 三〇・四・二就任
島山 嘉昭	大字遠瀬字新田一	"
川村 富雄	大字田子字川代一五八の一	"
木根 榮	大字石亀字道地三	"
千葉 博美	大字田子字清水頭二八	"
村木 勉	大字相米字細野五の二	"
七日市 登	大字田子字七日市七三	"
大村 光義	字衣更六一	"
澤口 勝	大字遠瀬字遠瀬六五	"
上平 一吉	大字茂市字茂市三八の一	"
市川 長蔵	" 一	"
向井 邦雄	大字田子字向山二六	"
佐野 進	" 字舞手四一	"
日澤 守章	大字関字関一 五	"
砂子田康雄	大字山口字山口一九の二	"
戸川 勉	" 字嘉沢一六の三	"
土川 政幸	大字田子字北川向三の二	"
釜淵 嘉内	" 字七日市三七	"
大坊 和民	大字山口字八幡平六の六	"
理事 築田 重蔵	大字石亀字道地一の一	"
上平喜四郎	" 字杉本五二	三〇・四・一〇退任
島山 嘉昭	大字遠瀬字新田一	"
川村 富雄	大字田子字川代一五八の一	"
築田 重蔵	大字石亀字道地一の一	"
遠沢 廣	大字田子字清水頭中平二の	"
村木 勉	大字相米字細野五の二	"

種市 聰	大字田子字天神堂平二九	〃
舛田 敏夫	〃 字衣更上三平九二	〃
澤口 勝	大字遠瀬字遠瀬六五	〃
上平 一吉	大字茂市字茂市三八の一	〃
市川 長蔵	〃 〃 一	〃
新井田正雄	大字田子字新井田平五二	〃
佐野 進	〃 字舞手四一	〃
日澤 守章	大字関字関一五	〃
藤村謙次郎	大字山口字嘉沢四の三	〃
砂子田康雄	〃 字山口一九の二	〃
土川 政幸	大字田子字北川向三の二	〃
千葉 周一	〃 字清水頭五二	〃
釜淵 嘉内	〃 字七日市三七	〃
大坊 和民	大字山口字八幡平六の六	〃

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成二十年六月二日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十九年災農地災害復旧事業 六一一一	南部町	平成二〇・三・二四

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、むつ山辺沢土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年六月二日

下北地域県民局長 原 口 健 二

役員別の氏名	住 所	就任の年月日
理事 高阪 繁	むつ市金曲二丁目六の八	平成二〇・三・二六

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭